

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市屋外広告物条例の一部改正について

【意見募集期間】

令和3年（2021年）

10月11日（月）～ 11月1日（月）

【問い合わせ先】

都市部まちなみ景観課

電話 046-822-8127（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

◎横須賀市屋外広告物条例の一部改正に関するパブリック・コメン

ト手続の実施について

1 意見募集の趣旨

横須賀市屋外広告物条例は、本市の良好な景観維持と屋外広告物の適正な管理を図るため、屋外広告物法に基づき、手続き等に関する必要な事項を定めています。

近年、技術の進展により、様々な広告手法が開発され、まちの活性化や都市の魅力向上につながることを期待されています。

新しい技術の一つとして、プロジェクションマッピングが様々な場面で盛んにおこなわれるようになってきました。

プロジェクションマッピングは従来の広告物と特性が異なるため、国はその活用方法等について、自治体が必要な事項を条例で定める際の参考として「投影広告物条例ガイドライン（平成30年3月）」を策定し、環境整備を進めました。

他にも建築物の多様化など技術の進歩や屋外広告物の安全性の確保など、現行の条例を制定した時とは状況が変わってきている点が生じています。

つきましては、新しい広告手法が活用されるよう新たな基準を設けるとともに、現行基準の明確化や緩和を行い、より実効性を高めるため、条例の改正を行います。

そこで、本条例の改正内容について市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

2 改正の内容

(1) プロジェクションマッピングの規定を新たに定めます。

近年、建築物等に光で投影するプロジェクションマッピングの技術は大きく進展し、活用ニーズがますます高まっています。またプロジェクションマッピングを活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながることも期待されています。

本市では既にデジタルサイネージ等の電光表示装置については、道路上からの距離により表示できる大きさを規制していますが、プロジェクションマッピングについては基準がありません。

そのため、新しい広告手法としてプロジェクションマッピングの投影を検討しても、大きさや場所の規定が明確化されてなく、実施する側と規制する側にとって不都合な状態となっていました。

そこで、プロジェクションマッピングも電光表示装置と同様に映像が動くものであるため、電光表示装置の規制を準用し、道路からの距離によって投影できる面積を規制します。

なお、公益的なイベントで短期間投影する場合は、届け出をすることで、投影面積の基準を除外するようにします。

【プロジェクションマッピングの規制内容】

①プロジェクションマッピングは動く映像を投影するものであるため、動く映像を表示する電光表示装置と同じ規制をします。

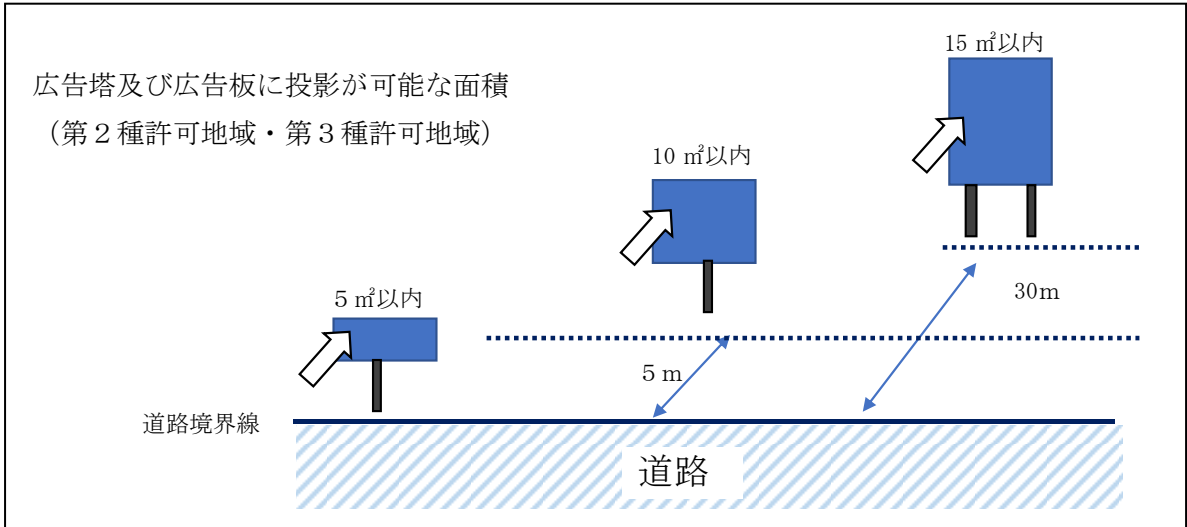
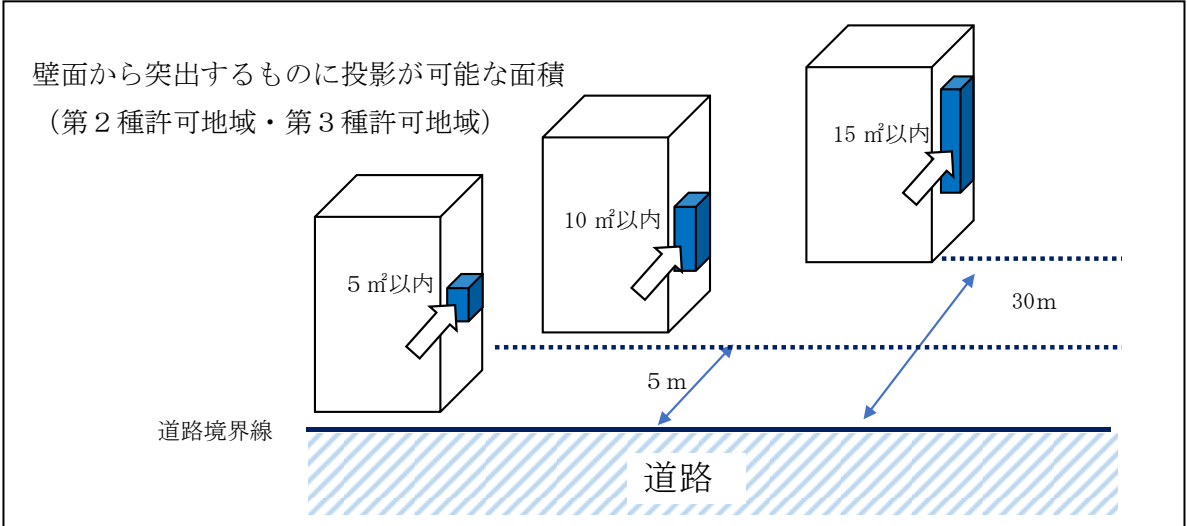
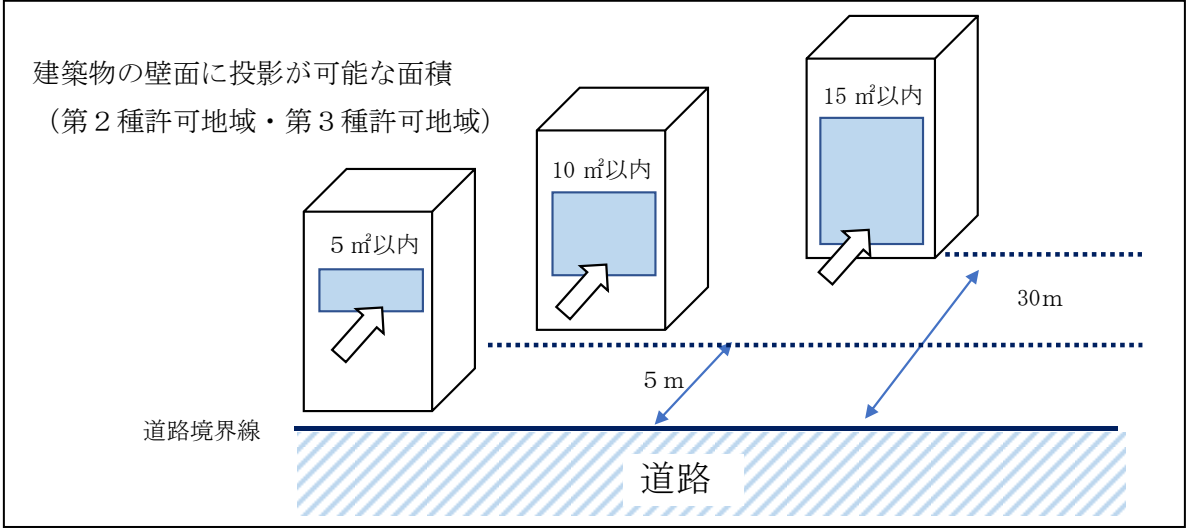
主な規制の内容は次のとおりです。

ア. 投影できる地域は第2種許可地域及び第3種許可地域に限ります。

イ. 「建築物の壁面、又は壁面に設置するもの」、「建築物の壁面から突出するもの」及び「広告塔及び広告板」に限り投影を認めます。ただし投影面積は次のとおりとします。（イメージは右図参照）

- ・道路から5メートル以内は5平方メートルまで可能
- ・道路から5メートルを超えて30メートル以内は10平方メートルまで可能
- ・道路から30メートル以内は15平方メートルまで可能

②まちの活性化等公益を目的とした短期間な行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性のあるものは、届け出のあったものに限り許可及び基準の規定を除外します。



※屋上広告塔及び屋上広告板への投影は禁止

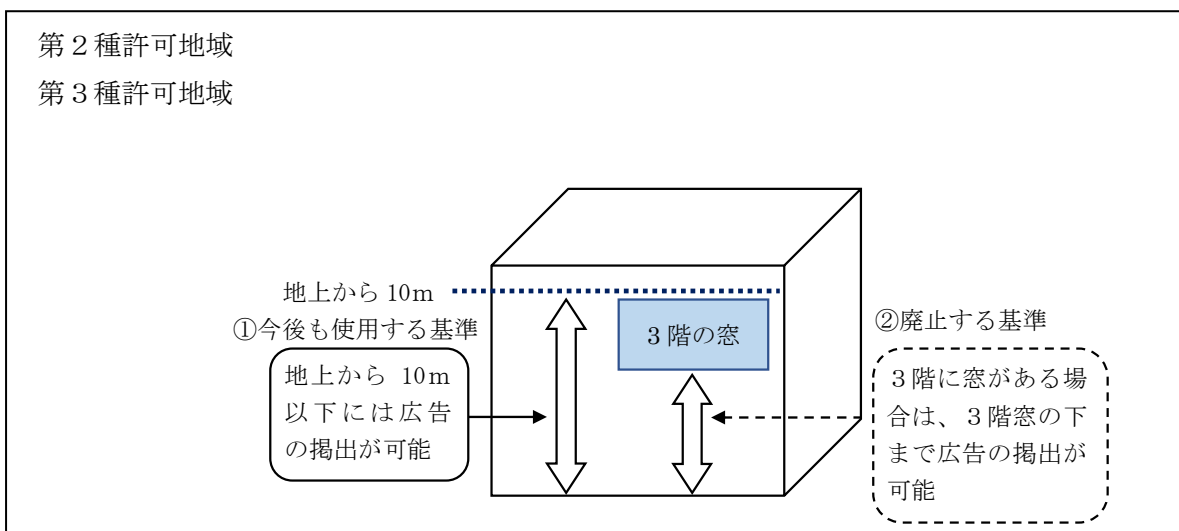
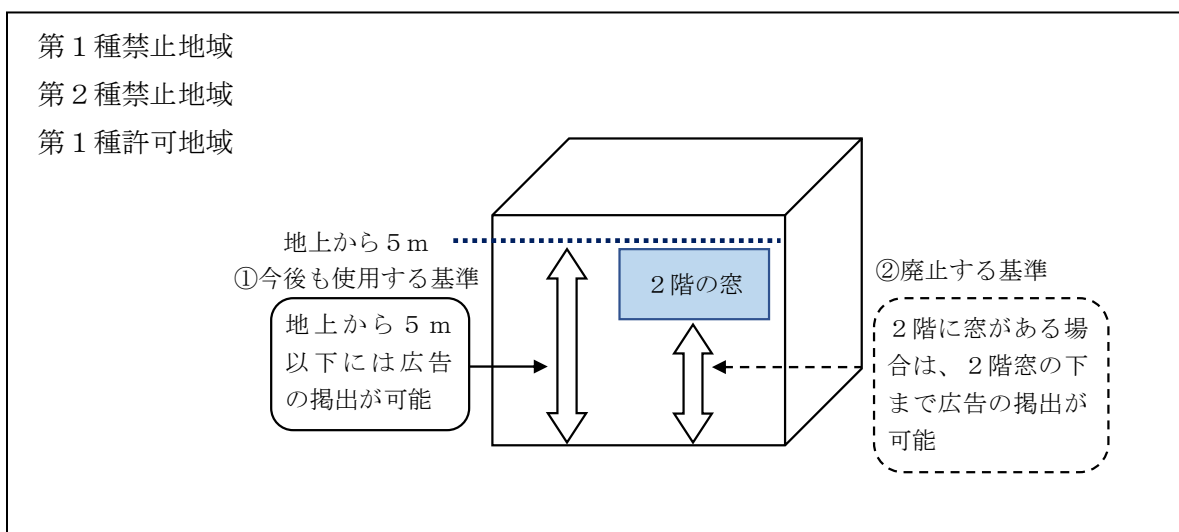
(参考) 屋外広告物(禁止・許可)地域

区分	地域の種別	該当地域等
禁止地域	第1種禁止地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域 2 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市が条例に定めるところにより指定した地域又は場所 3 森林法第25条第1項の規定により指定された保安林 4 首都圏近郊緑地保全法第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区 5 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区 6 横須賀市風致地区条例第6条の規定により指定された第1種風致地区 7 自然環境保全条例第2条の規定により指定された自然環境保全地域 8 道路及び道路用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域 9 河川及び海岸並びにその付近で市長が指定する地域 10 古墳、墓地又は火葬場
	第2種禁止地域	<p>第1種禁止地域を除いた次に掲げる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域を除く。 2 横須賀市風致地区条例第6条の規定により指定された第4種風致地区
許可地域	第1種許可地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第2種中高層住居専用地域及び第1種住居地域。ただし、道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域を除く。 2 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域 3 道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域
	第2種許可地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、第2種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域
	第3種許可地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域

(2) 壁面に広告物を設置する際の高さの基準を変更します。

屋外広告物を壁面に設置する場合は、現在は地上からの高さ基準と建築物の窓下基準があり、窓がない壁面と窓がある壁面で掲出できる高さが異なります。建築技術の進歩で全面ガラス張りの建築物も多く存在するようになった中で、窓がある壁面に広告物を設置する場合は、設置できる位置が著しく低くなることもあります。

設置する際の高さが、建物の形状などに影響されることで、分かりにくいものとなっていたため、明確になるよう地上からの高さ基準のみに変更します。



(3) 路線バスのラッピング面積の基準を変更します。

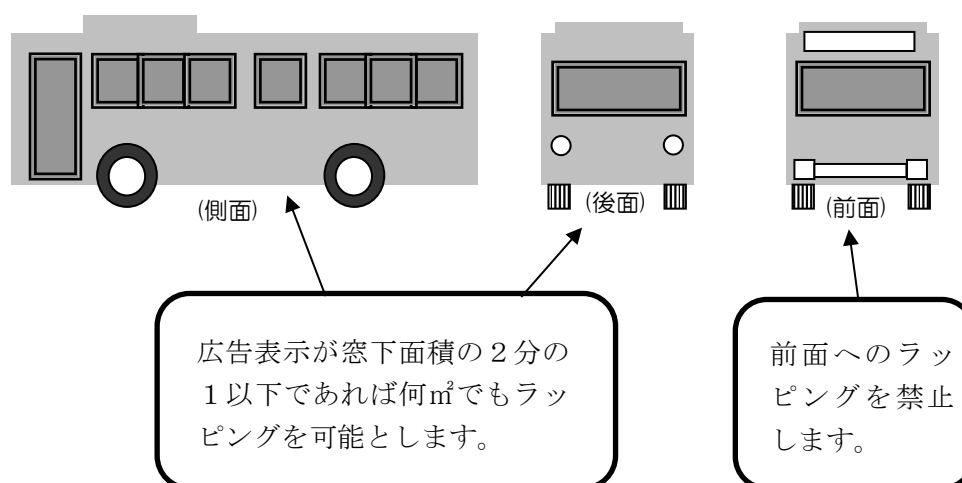
路線バスに広告を掲出する場合は、車体の側面や後面に広告板を掲出する方法と広告を印刷したシートを車体に貼るラッピングの方法を可能としています。

現在の規定では、ラッピングを行う場合は、広告の表示面積の合計が4.2平方メートルを超えると時のみ可能としています。

近年、神奈川県内の事業者から新たな広告収入を得る方法として、後面のみなど部分的なラッピングを求める要望がありました。

車体の側面や後面に部分的なラッピングを行うことは広告板を表示するよりも、自由度が高く広告の質を高めることが可能となるため、広告の大きさにかかわらずラッピングが行えるよう面積要件を緩和します。

ただし、バス会社や行先を識別するうえで、利用者の誤認を防ぐため、前面へのラッピングは禁止することとします。



【参考】路線バスにラッピングを行う場合の条件（現行の基準）

- ①車体の窓下外面の図柄の面積は、当該外面の面積の2分の1以下とすること。
- ②車体の窓上における表示は、地色1色とすること。
- ③地色はマンセル値R、RP、YR又はYに属する色については彩度5以下とし、その他の色については彩度3以下とすること。
- ④タイヤ及びホイールには、表示をしないこと。
- ⑤1車体につき1広告とすること。
- ⑥広告表示面積の合計が4.2平方メートルを超えること。

(4) 広告物の管理義務の対象者を追加します。

現在の規定では、広告主、広告物の管理者、広告物の設置者に屋外広告物の管理義務があります。

適切に維持管理されていない屋外広告物が落下する事故を未然に防止し、安全性の確保をより実効性の高いものにするため、屋外広告物の管理義務を広告物を掲出している物件の所有者や占有者も負うように変更します。

意見の提出方法

1 提出期間

令和3年(2021年)10月11日(月)から11月1日(月)まで

2 あて先

横須賀市都市部まちなみ景観課

3 提出方法

- 書式は特に定めておりません。
- 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (市内に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該意見募集案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
- 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・都市部まちなみ景観課(横須賀市役所分館3階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階)
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
 - 〒238-8550
 - 横須賀市小川町11番地
 - 横須賀市役所 都市部まちなみ景観課
 - (3) ファクシミリ
 - 046-826-0420
 - (4) 電子メール
 - keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただきましたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。